

安芸市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和5年3月24日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

令和4年度

定期監査等結果報告書



安芸市監査委員

4 安 監 第 81 号

令和 5 年 3 月 24 日

安 芸 市 長 横山 幾夫 様
安芸市議会議長 徳久 研二 様

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

定期監査等監査結果について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項により監査の結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の実施内容及び着眼点	1
第 4	監査の評価基準	2
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の結果	3
1	新規導入事業の現状と効果について	3
①	出退勤管理システムについて	3
②	文書管理システムについて	4
2	例月出納検査の際に改善を求めた事項の現状について	5
①	ふるさと納税返礼品の事務手続について	5
3	決算審査の際に改善を求めた事項の現状について	7
①	住宅使用料及び損害金の債権管理について	7
②	生活保護返還金及び徴収金の債権管理について	9

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査の対象

1 新規導入事業の現状と効果について

① 出退勤管理システムについて【所管課：総務課】

② 文書管理システムについて【所管課：総務課】

2 例月出納検査の際に改善を求めた事項の現状について

① ふるさと納税返礼品の事務手続きについて【所管課：商工観光水産課】

3 決算審査の際に改善を求めた事項の現状について

① 住宅使用料及び損害金の債権管理について【所管課：財産管理課】

② 生活保護返還金及び徴収金の債権管理について【所管課：福祉事務所】

第3 監査の実施内容及び着眼点

安芸市監査基準(令和2年安芸市監査委員告示第2号)に準拠し実施した。

所管課から監査資料の提出を求め、提出資料の確認及びヒアリングにより実施した。

主な着眼点は次のとおりとした。

1 新規導入事業の現状と効果について

① 出退勤管理システムについて

●システム導入後において効果及び目的は達成されているか。

●セキュリティ対策は適切に行われているか。

② 文書管理システムについて

●システム導入後において効果及び目的は達成されているか。

●セキュリティ対策は適切に行われているか。

2 例月出納検査の際に改善を求めた事項の現状について

① ふるさと納税返礼品の事務手続きについて

●過年度分の支払いが発生しないよう、事務手続は改善されているか。

●令和4年9月22日第88号総務省課長通知について遵守しているか。

3 決算審査の際に改善を求めた事項の現状について

① 住宅使用料及び損害金の債権管理について

●法令を遵守した適切な債権管理を行っているか。

② 生活保護返還金及び徴収金の債権管理について

●法令を遵守した適切な債権管理を行っているか。

第4 監査の評価基準（抜粋）

（処理区分）

第2条 監査等の結果の処理区分は、次のとおりとする。

1 勧告事項

公務の執行や信頼性などの大きな影響を及ぼすおそれがあるもので、特別に措置を講じる必要があると認められるもの

2 指摘事項

次の事項に該当し、改善等を要すると認められるもの

(1) 法令等（条例、規則、要綱、要領等を含む）に違反する事務手続で市又はその他の者に損害を与え、又は与えるおそれがあるもの

(2) 正確性、経済性、効率性、有効性等に欠如又は疑義があり、改善等を要する事務手続

(3) 行財政運営、内部統制及びリスク管理の面で、何らかの改善を要する事務手続

(4) その他、監査委員が、指摘事項とすることが必要であると認めるもの

3 指導事項

指摘事項（1）～（3）までに掲げるもののうち、事務手続上の軽微な誤り等のほか、監査委員が指導することが必要であると認めるもの

（措置状況の把握）

第3条 勧告事項及び指摘事項については、措置状況の報告を求める。

第5 監査の期間

令和5年1月16日から3月10日

第6 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

1 新規導入事業の現状と効果について

① 出退勤管理システムについて

(1) 導入目的及び経過

令和4年4月よりシステム仮稼働開始、同年6月より本格導入。

出退勤時間の適正な把握、時間外勤務の集計作業や休暇申請等の記録・申請・決裁の電子化を実現し、大幅な事務改善、勤怠情報のより正確な管理活用、分析作業の効率化を図り、職員の労務状況を適切に管理できる仕組みを構築することを目的としている。

(2) 導入後の現状

一部出先機関を除いて、出退勤の打刻、休暇や時間外勤務命令の申請・承認等の勤怠管理を全てシステムで行うことができるようになった。

本格導入後から令和4年11月末時点での各申請のエラー件数等は次表のとおりであった。

・打刻エラーの件数及び原因

原因を所管課から聴取すると、直行・直帰については口頭で所属長の承認は得ているが、土曜日・日曜日等に直接現場への出務等であり、システムへの打刻ができなかったものであった。

打刻ミスについては窓口対応等を優先し、システムへの打刻が遅れたものであった。

また不具合についてはシステム導入当初の通信エラーであり、現在は改善されていることを確認した。

原 因	件 数
直 行 ・ 直 帰	2,169件
打 刻 ミ ス	2,123件
不 具 合	178件
合 計	4,470件

・休暇・時間外勤務に係る事後申請の件数及び理由

事後申請理由を所管課から聴取すると、急病により事前に休暇申請がシステムへの入力が困難であったものや土曜日・日曜日等における緊急対応のため口頭で所属長の承認は得ているがシステムへの入力が出来なかったものなどやむを得ない理由であることを確認した。

休 暇 事 後 申 請 理 由	件 数	時 間 外 事 後 申 請 理 由	件 数
事 前 申 請 が 困 難	193件	緊 急 対 応	39件
修 正 に よ る 再 申 請	28件	修 正 に よ る 再 申 請	13件
シ ス テ ム の 不 具 合	13件	シ ス テ ム の 不 具 合	1件
システムへの入力抜かり	11件	システムへの入力抜かり	73件
合 計	245件	合 計	126件

(3) 導入後の効果

- ・適切な労務管理
- ・事務の効率化
- ・決裁処理の効率化
- ・ペーパーレス化

(4) 今後の課題

未導入職場への導入については、適切な労務管理のためにもシステム導入が効果的であるが、一部出先機関で未導入となっている。専用回線がつながっていない、またはつながっている端末が少ないことなど、費用がかかる環境整備が主な要因となっている。今後職場環境の変化に応じて検討していく。

保育所については、専用回線はつながっており、令和5年度に導入予定であることを確認した。

※未導入職場：保育所・最終処分場・書道美術館・女性の家・市民会館・球場・学校・公民館

(5) セキュリティ対策

職員ごとに付与されたIDやパスワードによるログイン、外部ネットワークから接続できない専用回線、ログインユーザーごとに限られた権限の付与により、セキュリティ対策がとられていることを確認した。

【意見】

- システム導入により記入及び押印漏れ等のケアレスミスの減少、集計作業の効率化、ペーパーレス化等の効果が認められる。

職員の労務状況の適切な管理に生かすよう期待する。

② 文書管理システムについて

(1) 導入目的及び経過

令和4年4月よりシステム仮稼働開始、同年5月より本格導入。

これまで個別フォルダを利用した紙文書主体のファイリングシステムで公文書の管理を行っていたが、紙文書による管理では、「庁舎内の執務環境や書庫等のスペース確保」、「行政手続きのオンライン化への対応」といった課題があった。

また、新庁舎の書庫スペースでは、現在の紙文書を全て新庁舎に移転することができないことから、不要な文書の廃棄、紙文書の電子化が必要となっている。

これらのことから、紙文書の削減に向け取り組むとともに、電子化に合わせた事務の効率化の推進、庁内情報の円滑な共有と文書管理体制の向上を目的としている。

(2) 導入後の現状

紙文書及び電子データの廃棄及び保管については、電子化されていない紙文書については、従来どおり保存年限に従い保管・廃棄している。電子文書のデータについても、保存年限を紙文書と同様に設定しており、保存年限経過後のデータは削除される。

令和４年度文書からは原則電子化しており、それ以前の永年保存文書についてはスキャンしデータ化を進めている。

(3) 導入後の効果

- ・ ケアレスミスの減少
- ・ ペーパーレス化
- ・ 検索性の向上
- ・ 決裁処理の効率化

(4) 今後の課題

文書管理システムは、紙文書の電子化に効果的であるが、財務会計システムの伝票については、現在も紙文書として出力し決裁を行っており、電子化されていない。今後は、財務会計伝票の電子化に向けて、文書管理システムと財務会計システムの連携ができるよう、運用の見直しの検討とともに、業者との協議も必要である。

(5) セキュリティ対策

職員ごとに付与された ID やパスワードによるログイン、外部ネットワークから接続できない専用回線、ログインユーザーごとに限られた権限の付与により、セキュリティ対策がとられていることを確認した。

【意見】

- システム導入により決裁日の記入漏れ等のケアレスミスの減少、決裁において決裁状況の確認、合議の並列処理による効率化、ペーパーレス化の効果が認められる。全職員がシステム導入の目的を理解し適切な文書管理（保管・廃棄・スキャンによるデータ化）を行い、新庁舎への引越しが円滑に行われることを期待する。入力技術の慣熟により庁内資料の共有、データ管理体制の向上、効率効果を高めるよう、ひいては執務環境の向上に資することを期待する。

2 例月出納検査の際に改善を求めた事項の現状について

① ふるさと納税返礼品の事務手続について

(1) 令和元年度から令和4年10月末までの寄附件数・寄附金額・返礼品提供業者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
寄 附 件 数 : 件	7,159	5,784	11,467	4,489
寄 附 金 額 : 円	197,504,139	154,675,172	207,436,100	67,136,000
返礼品提供業者数	-	51	69	72

(2) 寄附申し出から返礼品提供業者への支払までの事務手続について

出荷管理システムを導入し配送業者のシステムと連携している返礼品提供業者（以下「事業者」という。）については、配送状況を出荷管理システムで確認を行っている。それ以外の事業者については、職員が配送状況を電話で確認している。

事業者への支払は、出荷管理システムまたは配送伝票で配送状況を確認し行っている。また配送漏れや請求漏れが無いように出荷管理システム上でチェックしている。

(3) 令和4年3月22日第88号総務省課長通知への返礼品対応について

●指定期間を通じた指定基準への適合について

申請時点のみならず、指定を受けている期間を通じて事業者から提出された「ふるさと納税返礼品取り扱い申込書」によりチェックしている。

●寄附金募集のための宣伝広告や情報提供の方法について

返礼品をポータルサイトへ掲載する際は、過度な表現が無いか確認した返礼品を掲載している。

●経費総額5割以下基準について

令和3年度の募集に係る経費の割合は42.7%で、今後も5割を上回ることが無いよう取り組んでいく。

●返礼品割合3割以下基準について

申請時点のみならず、指定を受けている期間を通じて3割以下基準に適合するかチェックしている。

●地場産品基準のうち3号基準について

疑義が生じた場合は県等に照会し対応している。

【意見】

- 令和4年8月の例月出納検査において過年度分の支払いが発生しないよう改善を求めた事項は、事業者が出荷伝票で発送先を印刷した日がシステム上出荷予定日となり、出荷予定日から3ヶ月を経過してしまうと配送状況の追跡ができなくなり出荷管理システムへ反映できなくなったことにより事業者への支払が遅延したものであった。今後においては、出荷予定日の入力方法を変更することで配送状況がシステム上反映できるようになり改善している。
- 出荷管理システムにて確認作業を行っているが、一部手入力による管理を行っているため、ミスが無いよう努めて下さい。

3 決算審査の際に改善を求めた事項の現状について

① 住宅使用料及び損害金の債権管理について

(1) 住宅使用料

●債権管理体制

担当者が消込作業・口座振替・催告書送付・電話催告を行っている。

現年は、2ヶ月滞納者及び連帯保証人に対して催告書を送付。3ヶ月滞納者には明渡警告書を送付。それでも納付が無い場合は明渡請求を行う。年度末までに現年の納付がない人に対しては、出納閉鎖までに電話催告を実施している。

過年は滞納額についての催告（書面・電話）等が実施できていない。

●年度別・種類別（市営住宅・改良住宅）に係る調定額・収入済額・未収額

公営住宅（現年）

令和4年12月末現在

年度	調定額：円	収入済額：円	不納欠損額：円	未収額：円	収納率：％
平成29年度	30,458,800	30,458,800	0	0	100
平成30年度	29,280,000	29,280,000	0	0	100
令和元年度	28,768,460	28,768,460	0	0	100
令和2年度	28,646,400	28,611,200	0	35,200	99.9
令和3年度	29,581,300	29,560,900	0	20,400	99.9
令和4年度	28,783,800	21,059,000	0	7,724,800	73.2

公営住宅（過年）

令和4年12月末現在

年度	調定額：円	収入済額：円	不納欠損額：円	未収額：円	収納率：％
平成29年度	2,097,103	414,828	0	1,682,275	19.8
平成30年度	1,682,275	452,762	0	1,229,513	26.9
令和元年度	1,229,513	297,000	0	932,513	24.2
令和2年度	932,513	177,400	0	755,113	19.0
令和3年度	790,313	145,200	0	645,113	18.4
令和4年度	665,513	110,400	0	555,113	16.6

※令和4年12月28日現在で滞納者は5名である。

改良住宅（現年）

令和4年12月末現在

年度	調定額：円	収入済額：円	不納欠損額：円	未収額：円	収納率：％
平成29年度	24,606,600	24,606,600	0	0	100
平成30年度	25,233,000	25,233,000	0	0	100
令和元年度	24,614,500	24,606,800	0	7,700	99.9
令和2年度	25,528,100	25,528,100	0	0	100
令和3年度	25,869,800	25,817,800	0	52,000	99.8
令和4年度	26,033,000	19,382,100	0	6,650,900	74.5

改良住宅（過年）

令和4年12月末現在

年度	調定額：円	収入済額：円	不納欠損額：円	未収額：円	収納率：％
平成29年度	510,858	379,158	0	131,700	74.2
平成30年度	131,700	116,700	0	15,000	88.6
令和元年度	15,000	3,000	0	12,000	20.0
令和2年度	19,700	11,700	0	8,000	59.4
令和3年度	8,000	0	0	8,000	0
令和4年度	60,000	39,000	0	21,000	65.0

※令和4年12月28日現在で滞納者は2名である。

●決算審査指摘後の取り組み状況

過年分については、徴収に向けて現状調査把握のうえ、本人あるいは相続人に対し適切な措置を講じる。

(2) 損害金（住宅明渡請求後、入居者等が明渡をするまでの期間の損害賠償金）

●債権管理体制

担当者が滞納額についての催告（書面・電話）等を実施する。現在、催告は実施できていない。

●年度別・種類別（損害金）に係る調定額・収入済額・未収額

損害金

令和4年12月末現在

年度	調定額：円	収入済額：円	不納欠損額：円	未収額：円	収納率：％
平成29年度	2,439,334	64,000	0	2,375,334	2.6
平成30年度	2,375,334	84,375	0	2,287,959	3.6
令和元年度	2,287,959	334,713	0	1,953,246	14.6
令和2年度	1,953,246	134,000	0	1,819,246	6.9
令和3年度	1,819,246	142,000	0	1,677,246	7.8
令和4年度	1,677,246	40,000	0	1,637,246	2.4

※令和4年12月28日現在で滞納者は5名である。

●決算審査指摘後の取り組み状況

催告書等の送付もできていないので、徴収に向けて現状調査のうえ、本人あるいは相続人に対し適切な措置を講じる。

【指摘事項】

- 住宅使用料の現年分の未収額はわずかであるのに対し、住宅使用料の過年分及び損害金については、約2,213千円である。現年分の良好な取り組みは今後も継続して下さい。住宅使用料の過年分及び損害金については、債務者ごとの現状把握を行い、催告等の法令に基づいた適切な債権管理を行って下さい。

② 生活保護返還金及び徴収金の債権管理について

●債権管理体制

担当者が消込作業・督促状送付・催告書送付を行い、未納の場合はケースワーカーが定例訪問時に催告している。

●年度別・種類別（生活保護法第 63 条返還金・生活保護法第 78 条徴収金・その他返納金）に係る調定額・収入済額・未収額

- ・生活保護法第 63 条返還金とは、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、支給した保護費の範囲内でその費用を返還させるもの。
- ・生活保護法第 78 条徴収金とは、保護を受けた者が不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき、不正に受給した保護費を徴収するもの。
- ・その他返納金とは、主なものは就労や入院等により生活保護費の更正に伴う 2 か月以内の生活保護費を返納するもの。

生活保護法第63条返還金（現年）

令和5年1月12日現在

年度	調定額：円	収入済額：円	未収額：円
平成30年度	14,295,799	13,683,328	612,471
令和元年度	6,487,371	5,868,485	618,886
令和2年度	7,270,273	7,215,234	55,039
令和3年度	4,615,196	3,789,256	825,940
令和4年度	7,686,455	7,328,262	358,193

生活保護法第63条返還金（過年）

令和5年1月12日現在

年度	調定額：円	収入済額：円	未収額：円
平成30年度	772,960	84,014	688,976
令和元年度	1,301,417	280,597	1,020,820
令和2年度	1,639,706	57,728	1,581,978
令和3年度	1,637,016	50,482	1,586,534
令和4年度	2,412,474	228,680	2,183,794

生活保護法第78条徴収金（現年）

令和5年1月12日現在

年度	調定額：円	収入済額：円	未収額：円
平成30年度	1,664,183	1,372,583	291,600
令和元年度	1,752,638	764,617	988,021
令和2年度	1,464,600	1,059,600	405,000
令和3年度	1,409,740	757,207	652,533
令和4年度	505,176	339,901	165,275

生活保護法第78条徴収金（過年）

令和5年1月12日現在

年度	調定額：円	収入済額：円	未収額：円
平成30年度	5,130,300	25,300	5,105,000
令和元年度	5,396,600	95,000	5,301,600
令和2年度	6,289,621	50,000	6,239,621
令和3年度	6,644,621	135,000	6,509,621
令和4年度	7,162,154	89,600	7,072,554

その他返納金（現年）

令和5年1月12日現在

年度	調定額：円	収入済額：円	未収額：円
平成30年度	798,161	796,101	2,060
令和元年度	1,113,069	825,647	287,422
令和2年度	1,334,097	988,375	345,722
令和3年度	274,559	159,321	115,238
令和4年度	901,657	642,725	258,932

その他返納金（過年）

令和5年1月12日現在

年度	調定額：円	収入済額：円	未収額：円
平成30年度	146,927	0	146,927
令和元年度	148,987	2,060	146,927
令和2年度	434,349	61,504	372,845
令和3年度	718,567	86,947	631,620
令和4年度	746,858	38,060	708,798

【指摘事項】

- その他返納金の区分については、法的根拠に基づき組織としての方針を確立して下さい。
- 生活保護法第63条返還金・生活保護法第78条徴収金は公債権のため消滅時効期間の5年を経過すれば回収することができなくなる。既に消滅時効の完成している債権がある。安芸市会計事務規則第37条第1号により速やかに不納欠損処理を行って下さい。
- 債権管理機能を有する生活保護システムを導入しているにもかかわらず、有効的に使用されておらず、今後組織で情報共有するためにも生活保護システムでの管理を行って下さい。